

平成31年2月27日開会

平成31年3月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 1 号	専決処分の報告（有功者の選定）	1
報 告 第 2 号	専決処分の報告（平成 30 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 9 号））	別冊
議 案 第 1 号	平成 30 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 10 号）	別冊
議 案 第 2 号	平成 30 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 3 号	平成 30 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 4 号	平成 30 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 5 号	財産の取得（庁内ネットワークパソコン）	4
議 案 第 6 号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	5
議 案 第 7 号	寝屋川市職員定数条例の一部改正	7
議 案 第 8 号	寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正	9
議 案 第 9 号	寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	11
議 案 第 10 号	寝屋川市基金条例の一部改正	14
議 案 第 11 号	寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の一部改正	16
議 案 第 12 号	寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	20

番 号	案 件	頁
議案第 13 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	50
議案第 14 号	寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の制定	52
議案第 15 号	寝屋川市住宅宿泊事業法施行条例の制定	54
議案第 16 号	寝屋川市水道事業給水条例の一部改正	57
議案第 17 号	平成 31 年度寝屋川市一般会計予算	別冊
議案第 18 号	平成 31 年度寝屋川市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 19 号	平成 31 年度寝屋川市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 20 号	平成 31 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 21 号	平成 31 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
議案第 22 号	平成 31 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	別冊
議案第 23 号	平成 31 年度寝屋川市水道事業会計予算	別冊
議案第 24 号	平成 31 年度寝屋川市下水道事業会計予算	別冊
議案第 25 号	包括外部監査契約の締結	59
議案第 26 号	市道の認定	60

報告第 1 号

専 決 処 分 の 報 告

有功者の選定について、別紙のとおり平成 30 年 12 月 27 日専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

専決第 19 号

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定する。

平成 30 年 12 月 27 日専決

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所	大阪府寝屋川市豊野町 11 番 4 号
氏 名	故 北 川 知 克 (きたがわ ともかつ)
生年月日	昭和 26 年 11 月 8 日 (67 歳)

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 大阪府寝屋川市豊野町 11 番 4 号
氏 名 故 北 川 知 克 (きたがわ ともかつ)
生 年 月 日 昭和 26 年 11 月 8 日
年 齢 67 歳

功績のあった職歴

国会議員 (衆議院議員) 11 年 11 月

職 名	在 職 期 間
衆議院議員	平成 15 年 7 月 16 日 ~ 平成 15 年 10 月 10 日 平成 15 年 11 月 9 日 ~ 平成 17 年 8 月 8 日 平成 17 年 9 月 11 日 ~ 平成 21 年 7 月 21 日 平成 24 年 12 月 16 日 ~ 平成 26 年 11 月 21 日 平成 26 年 12 月 14 日 ~ 平成 29 年 9 月 28 日 平成 29 年 10 月 22 日 ~ 平成 30 年 12 月 26 日

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 庁内ネットワークパソコン |
| 2 財産の概要 | タブレット型パソコン 125 台 |
| 3 取得目的 | 中核市への移行による職員数の増加等に対応するため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 18,586,800 円
(内消費税及び地方消費税の額 1,376,800 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市北区豊崎五丁目 4 番 9 号
株式会社富士通マーケティング
コンストラクション事業本部 営業統括部 関西営業部
部長 森 貴 也 |

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

寝屋川市シティプロモーション推進委員会	寝屋川市の認知度及びイメージの向上並びに定住促進についての審議に関する事務
---------------------	---------------------------------------

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

寝屋川市職員定数条例の一部改正

寝屋川市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市職員定数条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員定数条例（昭和 40 年寝屋川市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「955 人」を「990 人」に改め、同条第 3 号中「15 人」を「10 人」に改め、同条第 4 号中「190 人」を「165 人」に改め、同条第 7 号中「6 人」を「8 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例 の一部改正

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 9 号

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部改正

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 54 年寝屋川市条例第 15 号) の一部を次のように改正する。

別表 2 の項を次のように改める。

2	防疫等業務従事手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 7 項から第 9 項までに規定する感染症の患者若しくは感染症にかかっている疑いのある者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件の処理に従事した職員	日額 290 円	
		狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 13 条の規定による検診又は予防注射に従事した職員		
		狂犬病予防法第 18 条の 2 第 1 項の規定による薬殺又は大阪府動物愛護及び管理に関する条例（平成 13 年大阪府条例第 3 号）第 15 条第 1 項の規定による掃討に従事した職員	日額 450 円	

別表 4 の項中「社会福祉事務従事手当」を「社会福祉業務従事手当」に改め、同項支給対象職員の欄第 1 号中「に定める」を「の規定による」に、「事務を行う」を「業務に従事した」に改め、同欄第 2 号中「家庭」を「家庭等」に、「事務を行つた職員」を「業務に従事したもの」に改め、同表中

5	危険作業	炉内、ピット内、槽内及び下水管内にお	日額	
---	------	--------------------	----	--

	従事手当	いて危険作業に従事した職員	1,000 円		を
--	------	---------------	------------	--	---

5	精神保健 福祉業務 従事手当	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 27 条 第 3 項の規定による診察の立会い並び に同法第 47 条第 1 項の規定による相談 及び指導に従事した職員	日額 300 円		に
6	危険作業 従事手当	炉内、ピット内、槽内及び下水管内にお いて危険作業に従事した職員	日額 1,000 円		

改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

寝屋川市基金条例の一部改正

寝屋川市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市基金条例の一部を改正する条例

寝屋川市基金条例（平成 19 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

(18) 寝屋川市森林環境基金	森林の整備及びその促進に関する事業の資金に充てるため
-----------------	----------------------------

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の 一部改正

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例の一部を改正する条例

寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例（平成 29 年寝屋川市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第8条関係)

(1) 当該日における初度の利用に係る使用料			
区 分		利用単位	金 額
子どもが市内に住 所を有する場合	保護者が市内に住 所を有するとき。	1回1時間 (1時間未満 の時間は、こ れを1時間と する。)	子ども1人につき、250円 保護者1人につき、250円
	保護者が市外に住 所を有するとき。		
子どもが市外に住 所を有する場合	保護者が市内に住 所を有するとき。		子ども1人につき、350円 保護者1人につき、250円
	保護者が市外に住 所を有するとき。		子ども1人につき、350円 保護者1人につき、350円

(2) 当該日における再度以降の利用に係る使用料			
区 分		利用単位	金 額
子どもが市内に住 所を有する場合	保護者が市内に住 所を有するとき。	1回30分(30 分未満の時間 は、これを30 分とする。)	子ども1人につき、100円 保護者1人につき、100円
	保護者が市外に住 所を有するとき。		
子どもが市外に住 所を有する場合	保護者が市内に住 所を有するとき。		子ども1人につき、150円 保護者1人につき、100円
	保護者が市外に住 所を有するとき。		子ども1人につき、150円 保護者1人につき、150円

備考

- 1 この表において、「市内」とは寝屋川市の区域内をいい、「市外」とは寝屋川市の区域外をいう。
- 2 満1歳未満の子どもは、無料とする。
- 3 利用単位の時間を超えて利用した場合には、超過時間30分(30分未満の時間は、これを30分とする。)ごとに、(2)の表の例による金額の超過使用料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

寝屋川市認定こども園の認定の要件並び に設備及び運営に関する基準を定める条 例の制定

寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定め
る条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件
（第3条―第25条）

第3章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（第26条―第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項並びに法第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る要件並びに幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件

（認定要件）

第3条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下この章及び附則第3項から第6項までにおいて「認定こども園」という。）の類型は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める事項を法第3条第1項又は同条第3項の条例で定める要件とする。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する

教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかの要件に該当するもの

(7) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(8) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

(3) 認可外施設型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う寝屋川市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第57号）で定める基準のうち保育所に係るものを満たす保育機能施設

2 認定こども園は、寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）をその運営に関与させてはならない。

3 法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、前2項に定めるもののほか、次条から第25条までに定めるところによる。

（教育及び保育に従事する者の数）

第4条 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数の教育及び保育に直接従事する者を置かなければならない。

区 分	教育及び保育に直接従事する者の数
満 1 歳未満の子ども	おおむね子ども 3 人につき 1 人以上
満 1 歳以上満 3 歳未満の子ども	おおむね子ども 6 人につき 1 人以上
満 3 歳以上満 4 歳未満の子ども	おおむね子ども 20 人につき 1 人以上
満 4 歳以上の子ども	おおむね子ども 30 人につき 1 人以上

2 認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する者の数は、認定こども園の開園時間を通じて常時 2 人を下回ってはならない。

3 前 2 項の教育及び保育に直接従事する者の数の算定方法は、市長が定める。
(学級の編制)

第 5 条 満 3 歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用するもの及び保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する 4 時間程度の利用時間については、満 3 歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも 1 人の職員に担当させなければならない。

2 1 学級の子どもの数は、満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもについては 25 人以下とし、満 4 歳以上の子どもについては 35 人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもで編制する 1 学級の子どもの数は、35 人以下とすることができる。

4 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制することを原則とする。

(職員の資格等)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満 3 歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。

2 第 4 条第 1 項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満 3 歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する者は、幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者でなければならない。

3 第 4 条第 1 項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち

満3歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する者で幼稚園教諭の免許状及び保育士の資格を併有していないものは、併有に向けた努力を行っていないなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により学級を担当することとなった職員（以下「学級担任」という。）は、幼稚園教諭の免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は認可外施設型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、学級担任を幼稚園教諭の免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者のうち意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力を行っているものを学級担任とすることができる。

5 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園教諭の免許状を有する者のうち意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものを当該教育及び保育時間相当利用児の保育に直接従事する者とするすることができる。

6 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第13条第1項の規定により調理業務の全部を委託する認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

（認定こども園の長）

第7条 認定こども園には、1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する認定こども園の機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

（建物等の配置）

第8条 認定こども園である法第3条第3項に規定する連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物等が同一の又は

隣接する敷地内になければならない。ただし、建物等が次の各号に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(園舎の面積)

第9条 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存の保育所が保育所型認定こども園の認定を受ける場合又は既存の保育機能施設が認可外施設型認定こども園の認定を受ける場合であって、第11条本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、第11条本文及び第14条）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

区 分	面 積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	学級数から2を減じた数に100を乗じた数に320を加えて得た数

(設置すべき施設設備)

第10条 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。

(保育室又は遊戯室の面積)

第11条 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合であってその園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の

面積を除く。)が第9条本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

(屋外遊戯場)

第12条 屋外遊戯場の面積は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

区 分	面 積 (平方メートル)
2学級以下	学級数から1を減じた数に30を乗じた数に330を加えて得た数
3学級以上	学級数から3を減じた数に80を乗じた数に400を加えて得た数

- 2 前項の規定にかかわらず、既存の保育所が保育所型認定こども園の認定を受ける場合又は既存の保育機能施設が認可外施設型認定こども園の認定を受ける場合であって、同項第1号の基準を満たすときは、同項第2号の基準を満たすことを要さず、既存の幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合であって同号の基準を満たすときは、同項第1号の基準を満たすことを要しない。
- 3 屋外遊戯場は、認定こども園の用に供される建物と同一の又は隣接する敷地内にななければならない。ただし、保育所型認定こども園又は認可外施設型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を、次の各号に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。
 - (1) 子どもが安全に利用できること。
 - (2) 利用時間を日常的に確保できること。
 - (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - (4) 前2項に規定する屋外遊戯場の面積に係る基準を満たすこと。

(調理室)

第13条 認定こども園は、当該認定こども園の保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方

法により行うことができる。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その長が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、寝屋川市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務を受託する者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事。
 - (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。
 - (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、前項ただし書に規定する方法により行う認定こども園にあつては、第10条第1項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとなしなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 3 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第10条第1項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(乳児室及びほふく室の面積)

第14条 乳児室の面積は満2歳未満の子どものうちほふくしない子ども1人に

つき 1.65 平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子どものうちほふくする子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

(教育及び保育の計画)

第15条 認定こども園は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事)

第16条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもの食事を提供するときは、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、当該認定こども園の子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

2 食事は、前項に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに認定こども園の子どもの身体の状態及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(職員の資質の向上)

第17条 認定こども園は、認定こども園の長及び保育に従事する者の資質の向上等を図る体制を整えておかななければならない。

(子育て支援事業)

第18条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められ

るものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育て支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと。

(2) 地域の人材及び社会資源の活用を図るように努める観点から、寝屋川市等及び地域で子育て支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること。

(保育時間並びに開園の日数及び時間)

第 19 条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長により定められなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められなければならない。

(情報開示)

第 20 条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、施設設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(入園する子どもの選考)

第 21 条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

2 認定こども園は、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮するため、寝屋川市等との連携を図らなければならない。

(子どもの健康及び安全の確保)

第 22 条 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかななければならない。

(教育及び保育の評価等)

第 23 条 認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図るため、子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えておかなければならない。

(認定こども園である旨の掲示)

第 24 条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(認可外施設型認定こども園の設置者)

第 25 条 認可外施設型認定こども園の設置者(設置者が法人である場合)は、第 1 号に掲げる要件に限り、当該法人の役員)は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 40 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 認定こども園を経営するために必要な経済的基礎があること。
- (3) 財務内容が健全であること。
- (4) 暴力団等でないこと。

第 3 章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準

(設備運営基準の目的)

第 26 条 法第 13 条第 1 項の規定により、この条例で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、幼保連携型認定こども園の園児(法第 14 条第 6 項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第 27 条 市長は、寝屋川市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備及び運営の向上等)

第 28 条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

- 2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(一般原則)

第 29 条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 幼保連携型認定こども園には、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 4 幼保連携型認定こども園は、暴力団等をその運営に関与させてはならない。

(職員の一般的要件)

第 30 条 幼保連携型認定こども園の園児の教育及び保育(満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育て支援事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、教育及び保育並びに子育ての支援に熱意のある者であって、できる限り教育及び保育並びに子育ての支援の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(学級の編制)

第 31 条 満 3 歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 1 学級の園児の数は、満 3 歳以上満 4 歳未満の園児については 25 人以下とし、満 4 歳以上の園児については 35 人以下とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満 3 歳以上満 4 歳未満の園児で編制する 1 学級の園児の数は、35 人以下とすることができる。

- 4 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員)

第 32 条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教

諭（法第 14 条第 8 項に規定する主幹保育教諭をいう。以下同じ。）、指導保育教諭（法第 14 条第 9 項に規定する指導保育教諭をいう。以下同じ。）又は保育教諭（法第 14 条第 10 項に規定する保育教諭をいう。以下同じ。）（次項において「保育教諭等」という。）を 1 人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長（法第 14 条第 4 項に規定する副園長をいう。以下同じ。）若しくは教頭（法第 14 条第 6 項に規定する教頭をいう。以下同じ。）が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の 3 分の 1 の範囲内で、専任の助保育教諭（法第 14 条第 16 項に規定する助保育教諭をいう。以下同じ。）若しくは講師（法第 14 条第 17 項に規定する講師をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園には、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を置かなければならない。

園児の区分	員 数
満 1 歳未満の園児	おおむね園児 3 人につき 1 人
満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね園児 6 人につき 1 人
満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね園児 20 人につき 1 人
満 4 歳以上の園児	おおむね園児 30 人につき 1 人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項（国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 8 項において準用する場合を含む。）の登録（以下備考 1 において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2 この表に定める員数は、同表の左欄に掲げる園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に応じ定める数を合算した数とする。

3 この表の満 3 歳以上満 4 歳未満の園児及び満 4 歳以上の園児に係る員

数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

- 4 園長（法第 14 条第 3 項に規定する園長をいう。以下同じ。）が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を 1 人増加するものとする。
- 4 幼保連携型認定こども園に置く職員の数は、幼保連携型認定こども園の開園時間を通じて常時 2 人を下回ってはならない。
- 5 職員の数の算定方法は、市長が定める。
- 6 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第 35 条第 4 項の規定により調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。
- 7 幼保連携型認定こども園には、次の各号に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭（法第 14 条第 11 項に規定する主幹養護教諭をいう。以下同じ。）、養護教諭（法第 14 条第 12 項に規定する養護教諭をいう。以下同じ。）又は養護助教諭（法第 14 条第 18 項に規定する養護助教諭をいう。）
 - (3) 事務職員（法第 14 条第 15 項に規定する事務職員をいう。）

（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準）

第 33 条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校をいう。以下同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法第 62 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（園舎及び園庭）

第 34 条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、2 階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3 階建以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は 1 階に設けるものとする。ただし、園舎が第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる要件を満たすときは保育室等を 2 階に、前項ただし書

の規定により園舎を3階建以上とする場合であって第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区 分	設 備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の1階及び2階の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の

		<p>1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号の要件を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4 階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（同条第 1 項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号の要件を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>

(3) 前号の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

(4) 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若し

くは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）でしていること。

(6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

(8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理（消防法（昭和23年法律186号）第8条の3第1項の防災性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次の各号に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	学級数から2を減じた数に100を乗じた数に320を加えて得た数

(2) 満3歳未満の園児の数に応じ、次条第8項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次の各号に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積 (平方メートル)
2 学級以下	学級数から 1 を減じた数に 30 を乗じた数に 330 を加えて得た数
3 学級以上	学級数から 3 を減じた数に 80 を乗じた数に 400 を加えて得た数

イ 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(2) 3.3 平方メートルに満 2 歳以上満 3 歳未満の園児の数を乗じて得た面積

8 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

(園舎に備えるべき設備)

第 35 条 園舎には、次の各号に掲げる設備（第 2 号に掲げる設備については、満 2 歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満 3 歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。

3 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第 37 条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければ

ばならない。

4 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

(1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、寝屋川市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務を受託する者については、幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事。

(4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

(5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

5 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、前項に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

6 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、

当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

7 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

8 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1.65 平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしない園児の数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3 平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくする園児の数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1.98 平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

9 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次の各号に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

10 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園具及び教具)

第36条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第37条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所につ

いては、この限りでない。

(教育及び保育の内容に関する計画)

第 38 条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

(食事)

第 39 条 幼保連携型認定こども園は、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに園児の身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第 40 条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第 41 条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下回ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な 1 日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4 時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満 3 歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を

含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。

- 2 前項第3号の時間、開園日数及び開園時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業)

第42条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育ての支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと。
- (2) 地域の人材及び社会資源の活用を図るように努める観点から、寝屋川市等及び地域で子育ての支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること。

(情報開示)

第43条 幼保連携型認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(秘密保持等)

第44条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第45条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支

援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、寝屋川市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(入園する園児の選考)

第 46 条 幼保連携型認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の園児、障害のある園児等特別な配慮が必要な園児の利用が排除されることのないよう、入園する園児の選考を公正に行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、特別な配慮が必要な園児の受入れに適切に配慮するため、寝屋川市等との連携を図らなければならない。

(非常災害対策)

第 47 条 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月 1 回行わなければならない。

(園児の健康及び安全の確保)

第 48 条 幼保連携型認定こども園は、園児の健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、当該幼保連携型認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかななければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第 49 条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又

は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 50 条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第 51 条 園長は、児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別な配慮が必要な園児に対する教育及び保育)

第 52 条 園児がその心身の状況によって教育及び保育を受けることが困難であるときは、幼保連携型認定こども園が行う教育は、その園児の心身の状況に適合するようにしなければならない。

(保護者との連絡)

第 53 条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(幼保連携型認定こども園である旨の掲示)

第 54 条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育及び保育に直接従事する者の配置に係る特例)

2 当分の間、市長が特別の理由があると認めるときは、第 4 条第 2 項の規定は、適用しないことができる。この場合において、必要な教育及び保育に直接従事する者の数は 1 とし、当該者に加えて、市長が幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

- 3 当分の間、第6条第1項及び第5項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、幼稚園教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。)をもって代えることができる。
- 4 当分の間、第6条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者については、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する認定こども園における第4条第1項に規定する教育及び保育に直接従事する者の数の算定に当たっては、市長が定めるところにより、第6条第1項、第2項及び第5項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者については、市長が幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は当該幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならないものとされる職員の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第6条第1項及び第5項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	第6条第2項の規定により認定こども	小学校教諭又は養護

	園に置かなければならない幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者	教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第6条第1項、第2項及び第5項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

(幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例)

- 7 当分の間、市長が特別の理由があると認めるときは、第32条第4項の規定は、適用しないことができる。この場合において、必要な職員の数は1とし、当該職員に加えて、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 8 当分の間、第32条第3項の表備考1に規定する者については、小学校教諭又は養護教諭をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭又は養護教諭は、同表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、幼保連携型認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 9 当分の間、1日に8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園における第32条第3項の表備考1に規定する者については、市長が定めるところにより、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は同表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、幼保連携型認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 前2項の規定により第32条第3項の表備考1に規定する者を小学校教諭若しくは養護教諭又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭若しくは養護教諭並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

(平成 32 年 3 月 31 日までの間における幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例)

11 平成 32 年 3 月 31 日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第 32 条第 3 項の規定の適用については、同項の表備考 1 中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

12 平成 27 年 3 月 31 日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第 34 条第 3 項及び第 7 項並びに第 35 条第 8 項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句										
第 34 条第 3 項	第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる要件を満たす	第 1 号に掲げる要件を満たし、かつ、園児の待避上必要な設備を備える										
第 34 条第 7 項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="443 1691 817 2009"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 学級以下</td> <td>学級数から 1 を減じた数に 30 を乗じた数</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	2 学級以下	学級数から 1 を減じた数に 30 を乗じた数	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="917 1568 1316 2009"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 学級以下</td> <td>学級数から 1 を減じた数に 30 を乗じた数に 330 を加えて得た数</td> </tr> <tr> <td>3 学級</td> <td>学級数から 3 を</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	2 学級以下	学級数から 1 を減じた数に 30 を乗じた数に 330 を加えて得た数	3 学級	学級数から 3 を
学級数	面積(平方メートル)											
2 学級以下	学級数から 1 を減じた数に 30 を乗じた数											
学級数	面積(平方メートル)											
2 学級以下	学級数から 1 を減じた数に 30 を乗じた数に 330 を加えて得た数											
3 学級	学級数から 3 を											

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>に 330 を加えて 得た数</td> </tr> <tr> <td>3 学 級 以 上</td> <td>学級数から 3 を 減じた数に 80 を乗じた数に 400 を加えて得 た数</td> </tr> </table>		に 330 を加えて 得た数	3 学 級 以 上	学級数から 3 を 減じた数に 80 を乗じた数に 400 を加えて得 た数	<table border="1"> <tr> <td>級 以 上</td> <td>減じた数に 80 を 乗じた数に 400 を加えて得た数</td> </tr> </table>	級 以 上	減じた数に 80 を 乗じた数に 400 を加えて得た数
	に 330 を加えて 得た数							
3 学 級 以 上	学級数から 3 を 減じた数に 80 を乗じた数に 400 を加えて得 た数							
級 以 上	減じた数に 80 を 乗じた数に 400 を加えて得た数							
	イ 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児の数を乗じて得た面積							
第 35 条第 8 項	<p>(1) 乳児室 1.65 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくしない園児の数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくする園児の数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室 1.98 平方メートルに満 2 歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	<p>(1) 乳児室 1.65 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくしない園児の数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくする園児の数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室 1.98 平方メートルに満 2 歳以上満 3 歳未満の園児の数を乗じて得た面積</p>						

13 平成 27 年 3 月 31 日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第 34 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第 34 条 第 3 項	(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物であること。	(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であること。						
第 34 条 第 6 項	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="405 954 863 1393"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2 学級以上</td> <td>学級数から 2 を減じた数に 100 を乗じた数に 320 を加えて得た数</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	1 学級	180	2 学級以上	学級数から 2 を減じた数に 100 を乗じた数に 320 を加えて得た数	(1) 満 3 歳以上の園児の数に応じ、次条第 8 項の規定により算定した面積
学級数	面積(平方メートル)							
1 学級	180							
2 学級以上	学級数から 2 を減じた数に 100 を乗じた数に 320 を加えて得た数							
第 34 条 第 7 項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="419 1722 849 1966"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 学級以下</td> <td>学級数から 1 を減じた数に 30 を</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	2 学級以下	学級数から 1 を減じた数に 30 を	(1) 3.3 平方メートルに満 3 歳以上の園児の数を乗じて得た面積		
学級数	面積(平方メートル)							
2 学級以下	学級数から 1 を減じた数に 30 を							

	乗じた数に 330 を加えて得た数
3 学級 以上	学級数から 3 を 減じた数に 80 を 乗じた数に 400 を加えて得た数
イ 3.3 平方メートルに満 3 歳 以上の園児の数を乗じて得 た面積	

14 平成 27 年 3 月 31 日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第 34 条第 7 項第 1 号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第 5 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満 3 歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児の移動時の安全が確保されていること。
- (2) 園児が安全に利用できること。
- (3) 利用時間を日常的に確保できること。
- (4) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

議案第 13 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 2 第 1 項第 2 号中「275,000 円」を「280,000 円」に改め、同項第 3 号中「500,000 円」を「510,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第 22 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の制定

寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「事業」という。）について国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「令」という。）第13条第2号の規定に基づき同号の条例で定める期間を定め、併せて事業に関し必要なその他の事項を定めるものとする。

(事業の用に供する施設を使用させる期間)

第2条 令第13条第2号の条例で定める期間は、3日とする。

(立入調査)

第3条 市長は、法第13条第9項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、同条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）の事務所又は令第13条第1号に規定する施設（以下「施設」という。）に立ち入り、法第13条第4項に規定する認定事業の実施状況について調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、現に滞在の用に供している施設の居室に立ち入ろうとするときは、あらかじめ認定事業者及び当該居室に滞在している者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

寝屋川市住宅宿泊事業法施行条例の制定

寝屋川市住宅宿泊事業法施行条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市住宅宿泊事業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間について定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間)

第3条 法第18条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域（以下「制限区域」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とする。

2 住宅の敷地（住宅が建築物の一部である場合においては、当該建築物の敷地）が制限区域の内外にわたる場合で、当該敷地の過半が制限区域に属するときは、当該敷地の全部が制限区域に属するものとみなす。

3 制限区域において住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、日曜日の正午から金曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日の正午から当該休日の正午までを除く。）とする。

(近隣の住民への説明)

第4条 法第3条第1項の届出をしようとする者は、当該届出をする日までに、当該届出に係る住宅が住宅宿泊事業の用に供されるものであることその他規則で定める事項について、当該住宅の近隣の住民で規則で定めるものに対し、対面又は書面により説明しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に制限区域に所在する住宅において法第3条第1項の届出をして住宅宿泊事業を営んでいる者は、第3条の規定にかかわらず、当該制限区域に係る制限期間内においても引き続き、当該住宅において住宅宿泊事業を実施することができる。ただし、当該住宅について、規模の拡大その他規則で定める変更があったときは、この限りでない。

寝屋川市水道事業給水条例の一部改正

寝屋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

寝屋川市水道事業給水条例（昭和 52 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 41 条及び第 42 条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第 41 条 法第 12 条第 2 項の条例で定める資格は、水道法施行令第 4 条第 1 項に定めるとおりとする。

（水道技術管理者の資格）

第 42 条 法第 19 条第 3 項の条例で定める資格は、水道法施行令第 6 条第 1 項に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により議決を求める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- 1 契約期間の始期 平成 31 年 4 月 1 日
- 2 契 約 金 額 8,195,000 円を上限とする額
- 3 契約の相手方 住所 XX
氏名 玉 置 寿 子
資格 公認会計士

市 道 の 認 定

次の路線を市道と認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

平成31年2月27日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

図面対照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 664	田井西14号線	田井西町 246番23先から	田井西町 246番18先まで
A - 665	池田二丁目7号線	池田二丁目 286番27先から	池田二丁目 286番22先まで
A - 666	仁和寺五丁目29号線	仁和寺本町五丁目 606番4先から	仁和寺本町五丁目 606番5先まで
B - 329	成田町25号線	成田町 905番34先から	成田町 905番30先まで
B - 330	国松34号線	国松町 29番1先から	国松町 36番4先まで
B - 331	国松35号線	国松町 29番1先から	国松町 29番25先まで
B - 332	国松36号線	国松町 36番8先から	国松町 36番11先まで
B - 333	明德12号線	明德一丁目 1443番4先から	明德一丁目 1443番5先まで

図面対照 番号	路線名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
C - 381	御幸西2号線	御幸西町 503番4先から	御幸西町 1145番4先まで
C - 382	下木田12号線	下木田町 631番2先から	下木田町 631番10先まで
D - 640	太秦元町10号線	太秦元町 516番5先から	太秦元町 516番8先まで
D - 641	太秦中15号線	太秦中町 456番6先から	太秦中町 460番5先まで
D - 642	小路北町18号線	小路北町 420番12先から	小路北町 1246番2先まで
D - 643	小路南町2号線	小路南町 官有地先から	小路南町 766番先まで
D - 644	小路南町3号線	小路南町 773番先から	小路南町 796番先まで
D - 645	小路南町4号線	小路南町 796番先から	小路南町 784番先まで
D - 646	小路南町5号線	小路南町 797番先から	小路南町 796番先まで
D - 647	小路南町6号線	小路南町 784番先から	小路南町 801番先まで
D - 648	打上中町9号線	打上中町 2060番15先から	打上中町 2060番3先まで
D - 649	打上元町20号線	打上元町 187番1先から	打上元町 104番1先まで
D - 650	堀溝三丁目10号線	堀溝三丁目 87番84先から	堀溝三丁目 87番82先まで
D - 651	河北西26号線	河北西町 159番24先から	河北西町 159番14先まで